

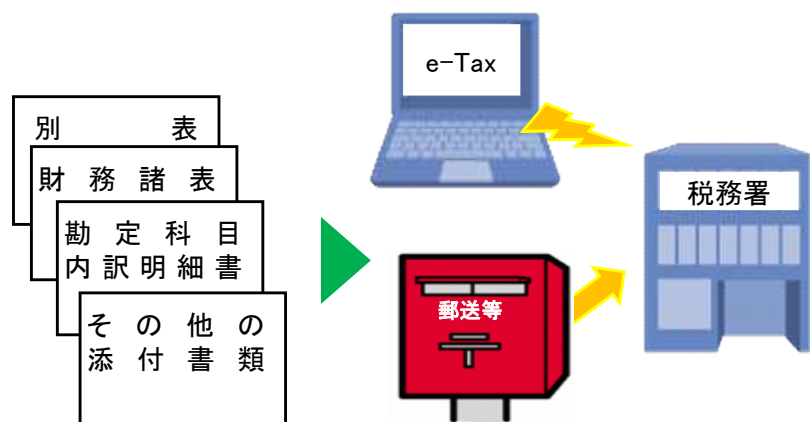
添付書類等の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）

【概要】

別表の一部、財務諸表、勘定科目内訳明細書、その他の第三者作成書類等の添付書類について、光ディスク等による提出を可能とした。

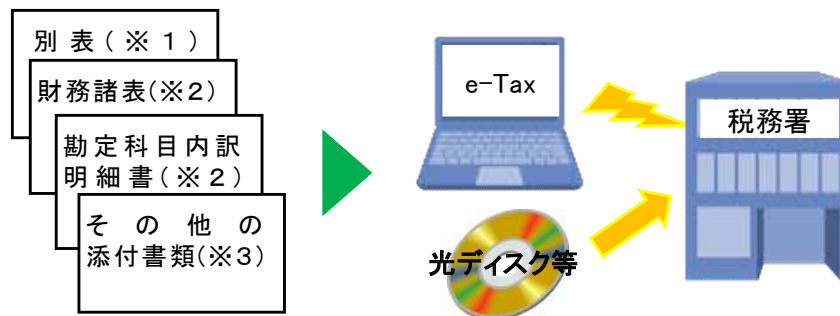
改正前

申告データ等の提出方法がオンラインのみによることとされているため、申告データ等の容量が大きくなる場合には、書面で提出される傾向。



改正後

送信容量の制約により、大容量の申告データ等を送信できない場合等でも、光ディスク等による提出が可能。



<光ディスク等により提出が可能なデータ形式等>

※1 別表等の明細記載部分(CSV形式)

※2 財務諸表・勘定科目内訳書(CSV形式)

※3 第三者作成書類等(イメージデータ(PDF形式))

(注) 法人税等の申告書別表のうち、e-Taxによる提出ができないものについては、イメージデータ(PDF形式)での提出も可能。